

事 業 報 告 書  
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

## 1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 大仁会

①  財團  社團 (  出資持分なし  出資持分あり )②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 名古屋市瑞穂区瑞穂通五丁目4番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和52年 7月26日

(4) 設立登記年月日 昭和52年 7月26日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	みずほ足クリニック	名古屋市瑞穂区瑞穂通五丁目 4番地	一般病床 9床
介護老人 保健施設	医療法人大仁会 介護老人保健 施設 アットホーム宮の渡し	名古屋市南区明治一丁目14 番56号	入所定員 100人 通所定員 20人

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。  
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。  
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
居宅介護支援事業 ポート若草	名古屋市瑞穂区瑞穂通五丁目4番地	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 5月26日 令和 3年度決算の決定  
 令和 5年 3月31日 令和 5年度の事業計画及び収支予算の決定

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容  
なし

173

(7) そ の 他  
なし

## 様式3-1

法人名 医療法人 大仁会

所在地 名古屋市瑞穂区瑞穂通五丁目4番地

※医療法人整理番号 173  
 (※ 上記は記載する必要なし)

貸 借 対 照 表  
 (令和 5年 3月 31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	419,185	I 流動負債	23,317
現金及び預金	319,041	支払手形	0
事業未収金	95,832	買掛金	5,585
有価証券	0	短期借入金	1,100
たな卸資産	411	未払金	11,088
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	501	未払法人税等	121
繰延税金資産	0	未払消費税等	531
その他の流動資産	3,400	繰延税金負債	0
II 固定資産	1,832,373	前受金	0
1 有形固定資産	1,716,722	預り金	4,892
建物	673,523	前受収益	0
構築物	23,530	その他の流動負債	0
医療用器械備品	0		
その他の器械備品	107,372	II 固定負債	540,247
車両及び船舶	1,083	医療機関債	0
土地	906,202	長期借入金	537,990
建設仮勘定	1,000	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	4,012	退職給与引当金	0
2 無形固定資産	1,894	その他の固定負債	2,257
借地権	0	負債合計	563,564
ソフトウェア	1,340		
その他の無形固定資産	554	純資産の部	
3 その他の資産	113,757	科 目	金 額
出資金	1,510	I 基 金	88,000
長期貸付金	0	II 積立金	1,599,994
保有医療機関債	0	代替基金	0
その他長期貸付金	0	利益準備金	22,000
投資有価証券	1,450	別途積立金	1,960,000
生命保険掛金	105,864	繰越利益積立金	△ 382,006
長期前払費用	3,036	III 評価・換算差額等	0
繰延税金資産	0	その他有価証券評価差額金	0
その他の固定資産	1,897	繰延ヘッジ損益	0
資産合計	2,251,558	純資産合計	1,687,994
		負債・純資産合計	2,251,558

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

## 様式4-1

法人名 医療法人 大仁会

所在地 名古屋市瑞穂区瑞穂通五丁目4番地

※医療法人整理番号 173

(※ 上記は記載する必要なし)

## 損 益 計 算 書

(自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金額
I 事業・損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	680,771
2 事業費用	
(1)事業費	753,373
(2)本部費	0
本来業務事業損失	753,373
B 附帯業務事業損益	72,602
1 事業収益	2,246
2 事業費用	2,826
附帯業務事業損失	580
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
収益業務事業利益	0
II 事業外収益	73,182
受取利息	337
その他の事業外収益	37,096
III 事業外費用	37,433
支払利息	4,556
その他の事業外費用	81,207
IV 特別利益	85,763
固定資産売却益	90
その他の特別利益	0
V 特別損失	90
固定資産売却損	0
その他の特別損失	64,204
税引前当期純損失	185,626
法人税・住民税及び事業税	121
法人税等調整額	0
当期純損失	121
	185,747

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

## 様式2

法人名 医療法人 大仁会

所在地 名古屋市瑞穂区瑞穂通五丁目4番地

※医療法人整理番号 173

(※ 上記は記載する必要なし)

## 財 産 目 錄

(令和5年3月31日現在)

1. 資 産 領	2, 251, 558 千円
2. 負 債 領	563, 564 千円
3. 純 資 産 領	1, 687, 994 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	419, 185
B 固定資産	1, 832, 373
C 資産合計 (A+B)	2, 251, 558
D 負債合計	563, 564
E 純資産 (C-D)	1, 687, 994

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	( <input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

# 監事監査報告書

173

医療法人 大仁会  
理事長 大原 邦仁 殿

私は、医療法人大仁会の会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 5月24日

医療法人 大仁会

監事 伊東 栄